

第4期狛江市教育振興基本計画の推進に向けた教育支援に関する連携協定書

(目的)

第1条 認定特定非営利活動法人カタリバ(以下「甲」という。)と、狛江市教育委員会(以下「乙」という。)は、第4期狛江市教育振興基本計画に掲げる子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成に向けて連携・協力し、ルールメイキング事業を基軸として市内の教育活動を充実させ、学校への支援を充実させることを目的とし、本協定を締結する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、ルールメイキング事業を基軸として次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 乙の管轄する小中学校は、甲が設置するルールメイキング・パートナーに参加することで、甲より1回 30 分程度のオンライン会議やチャットツール等を活用した、「主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成」に向けた教育活動の支援を無償で受けることができること。
- (2) 甲は、甲が従前に制作した教材、主催する学校・教員向けの研修実績を、乙の管轄する小中学校へ無償で提供すること。
- (3) 甲が事前に乙の承諾を得た上で乙の管轄する小中学校を対象に調査等を実施する場合、乙は当該調査等に協力すること。この場合において、乙は、当該調査等で取得したデータの開示・提供を甲に求めることができ、甲は可能と判断できるときには乙の求めにより開示・提供すること。
- (4) 乙は、本協定に基づき乙の管轄する小中学校が実践した事例を甲に提供すること。この場合において、甲が当該事例を自治体名や学校名とともに公表する場合は、事前に乙の承諾を得ることとする。
- (5) その他、本協定の目的を達成するために甲乙双方が必要と認める事項

(費用の負担)

第3条 乙が前条第1号及び第2号の範囲を超えて特定の学校に対して継続的な支援を希望し、甲が当該支援を行うことを決定した場合、当該支援に必要な費用については、甲乙協議の上での決定に基づき、乙が負担するものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定の遂行にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、本協定に定める目的以外に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。この場合において、本協定の有効期間が満了した後も同様とする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 期間満了の30日前までに、甲乙間で特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の見直しを申し出たときは、その都度協議を行い、必要に応じて本協定を見直すものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年8月 17 日

(甲) 中野区中野 5 丁目 15 番 2 号
認定特定非営利活動法人カタリバ
代表理事 今村 久美

(乙) 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子